平成29年9月26日

愛西市議会議長 大島一郎 殿

議会運営委員会 委員長 鬼頭勝治

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の 嵩上げ措置の継続を求める意見書について

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続 を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出す る。

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の 嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)

愛西市は愛知県西部に位置し、名古屋市の近郊で利便性が高いことから、名古屋都市圏の一躍を担い発展してきた。一方で、国内最大のゼロメートル以下地帯に位置していることから、伊勢湾台風や豪雨による河川氾濫など幾度となく大水害に見舞われてきた。

愛西市の地域づくりにおいては、切迫する南海トラフ地震・津波や激甚化する豪雨による災害などへの備え、加速する社会インフラの老朽化対策、人口減少社会における地域の活力維持・向上など早急に取り組むべく課題が山積している。

とりわけ、道路は、地域の発展や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であると ともに、災害に対する住民の安全・安心を確保、また、災害時には避難や救援活動、復旧、 復興に欠かせない施設である。

これまで、道路事業は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、平成29年度までの時限措置をして補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、地方の財政負担の増加をもたらすことになり、道路整備の発展の一層の遅滞を招き、その影響は深刻かつ重大なものである。

よって、国におかれては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備により、地域の発展と安全・安心を確保するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防 災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

愛知県愛西市議会

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 財 務 大 臣 殿 国土交通大臣 殿